

目 次

令和4年度事業計画

法人の部

理念	P 1
法人事業	P 2
役員（理事・監事）並びに評議員	P 2
監事	P 3
理事会・評議員会開催予定	P 3

施設の部

1 運営方針	P 4～5
2 具体的な施策	P 6～7
3 職員構成	P 7
4 年間研修計画	P 8
5 長期研修計画	P 9
6 活動体制	
（1）生活介護	P 10
（2）就労継続支援B型	P 11～12
（3）短期入所	P 13
（4）生活支援方針	
1）日常生活支援	P 14
2）健康支援	P 14
3）給食支援	P 14～15
4）年間行事	P 15
（5）支援方針	
1）就労継続支援B型事業	P 15
2）生活介護事業	P 15
3）事業内容	P 16
7 家庭との連携	P 16
8 地域交流	P 16～17
9 防災訓練	P 17
10 指定計画相談支援事業	P 17～18
11 共同生活援助事業	P 19～20
12 苦情解決制度	P 21
13 障害者虐待防止法	P 22
14 危機発生時の連絡体制	P 23
15 令和4年度就労支援事業収支予算	P 24

法人の部

理念

「松の実」は、障害者総合支援法に基づく事業所です。

人間は働くことにより、精神的な充足感を得ることができ、やりがいを感じることができます。それは障害のある人も同様です。

障害があっても、その人の適性に応じた日常生活の援助や生産活動の支援をすることにより、一人ひとりが有する能力を生かすことで、地域社会に貢献することが十分に可能です。

障害のある人もない人も、生きているというそのことだけで、価値があり、かけがいのない存在であります。そして地域を愛し、地域と共に歩み、地域と対話することによって一人ひとりの存在を尊重し合い、一人ひとりが役割を持ち地域と共生する施設を目指します。

法人事業

1 目的

社会福祉法人松の実福社会は、多様な福祉サービスがその利用者の意志を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、下記の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営
1 共同生活援助
2 多機能型事業（生活介護・就労継続支援B型）
3 短期入所
4 計画相談支援事業

2 役員（理事・監事）並びに評議員

職名	氏名	備考
理事	小島 等（理事長） 奥山勝夫 丹野和男 飯川洋一 高橋まゆみ 片倉誠之助（業務執行理事） 宮島美智子	① 任期は令和3年5月31日から 令和5年6月の定時評議員会開催 日まで ② 理事定数7名
監事	大山憲一 鈴木正夫	① 任期は令和3年5月31日から 令和5年6月定時評議員会開催日 まで ② 監事定数2名 ③ 監事は決議に加わらない
評議員	赤間邦夫 阿部 滋 千葉丈夫 丹野信男 山崎光子 安部新也 阿部雄子 武田ふみ子	① 任期は令和3年5月31日より 令和7年6月の定時評議員会開催 日まで ② 評議員定数8名

3 監 事

(1) 監事の職務及び権限

- ① 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- ② 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 理事会・評議員会開催予定

理 事 会	評 議 員 会
第1回 令和4年5月14日（土）10:00～ <議 事> ① 令和3年度事業報告及び令和3年度計算書類等の件 ② 定時評議員会の招集の件 <報告事項> 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告	定時評議員会 令和4年6月11日（土）10:00～ <議 事> ① 令和3年度計算書類及び財産目録の件 ② <報告事項> 令和3年度事業報告の件
第2回 令和5年3月11日（土）10:00～ <議 事> ① 令和5年度事業計画（案）の件 ② 令和5年度予算（案）の件 ③ 評議員会の招集の件 <報告事項> 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告	評議員会 令和5年3月26日（日）10:00～ <議 事> ① 令和5年度事業計画（案）の件 ② 令和5年度予算（案）の件

※上記以外に、必要に応じ臨時理事会または臨時評議員会を開催する。

施設の部

1 運営方針

安心・安全	<ul style="list-style-type: none">○ 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す。○ 利用者の安全を第一とし事故「0」を目標とする。○ 利用者の疾病予防・健康維持増進のための支援を行う。○ 防災・減災対策として防災訓練の充実を図る。（周辺4施設と合同）○ 通勤退勤と業務中の車両運転については安全運行を励行し無事故無違反に努める。
利用者支援	<ul style="list-style-type: none">○ 生産活動の知識及び技術の向上と継続した支援を図る。（就労継続支援B型）○ 活動内容の充実を図る。（生活介護）○ 研修を通して、利用者のニーズに応じた支援力をつける。○ 個別支援計画の活用や保護者と担当職員の面談を通して、利用者への支援を充実させる。○ 利用者の出席率の向上と工賃支給増に努力し平均工賃を前年度より上げる。○ 65歳以上の利用者に「障害福祉サービス」や必要に応じて「介護保険サービス」の利用について理解を深める。
生活の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者にとって働きがいのある職場づくり。（就労継続支援B型）○ 日常生活や日々の活動の支援をとおして、心身の健康と安定した生活が送れるように支援する。（生活介護）
SDGsの取組	<ul style="list-style-type: none">○ 誰もが安心して心豊かに暮らせる未来社会を創造するために「SDGs（持続可能な開発目標）」に取り組みます。

SDGs（持続可能な開発目標）の取組

1	貧困をなくそう	
2	飢餓をゼロに	災害対策として非常食品と水を備蓄し3日から1週間程度の食事提供ができる体制を整えます。給食で栄養士によるメニュー作りをします。
3	すべての人に健康と福祉を	健康診断の実施と健康維持管理への声掛けに取り組みます。ワクチン接種の声掛けに取り組みます。
4	質の高い教育をみんなに	内部研修の充実を図ります。資格取得支援を奨励します。
5	ジェンダー平等を実現しよう	育児休職後の勤務については、短時間勤務を導入し、女性職員が継続就業できる環境整備。性別・障害・疾病などを理由とした差別を行いません。
6	安全な水とトイレを世界中に	日常的に節水を励行します。
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	設備更新時、省エネにつながる設備の導入を検討します。照明のLED化と空調設定温度の明示等により、無駄な電力の削減を図っています。
8	働きがいも経済成長も	65歳の定年退職後、再雇用することがある。表彰制度を規定している。
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	福祉の仕事の魅力発信に向けて、パンフレット配布、法人オリジナルポロシャツ等の作成。
10	人や国の不平等をなくそう	特別支援学校生の就労体験の場の提供などの就労活動に向けた準備のための支援を行う。
11	住み続けられるまちづくりを	地域住民が集えるパン直売所を水・金曜日開催しています。
12	つくる責任 つかう責任	不要な電気の節約、裏紙の使用、古紙のリサイクルを行う。廃棄物の適正な処理を行います。
13	気候変動に具体的な対策を	災害発生時に障害者を受け入れる福祉避難所を開設する。省エネルギー、LED化推進、空調温度の最適化などで年間CO2削減に取り組みます。
14	海の豊かさを守ろう	
15	陸の豊かさを守ろう	
16	平和と公正をすべての人に	身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の撲滅に努めます。
17	パートナーシップで目標を達成しよう	地域共生社会の実現に向け、住民の声を聴き、誰もが地域で安心して住み続けられる社会を作ることを目指し、地域住民とつながりを持ち、新たなニーズ、困りごとを見つけ解決していきます。

2 具体的な施策

(1) 安心・安全・・・安全対策と利用者の健康管理

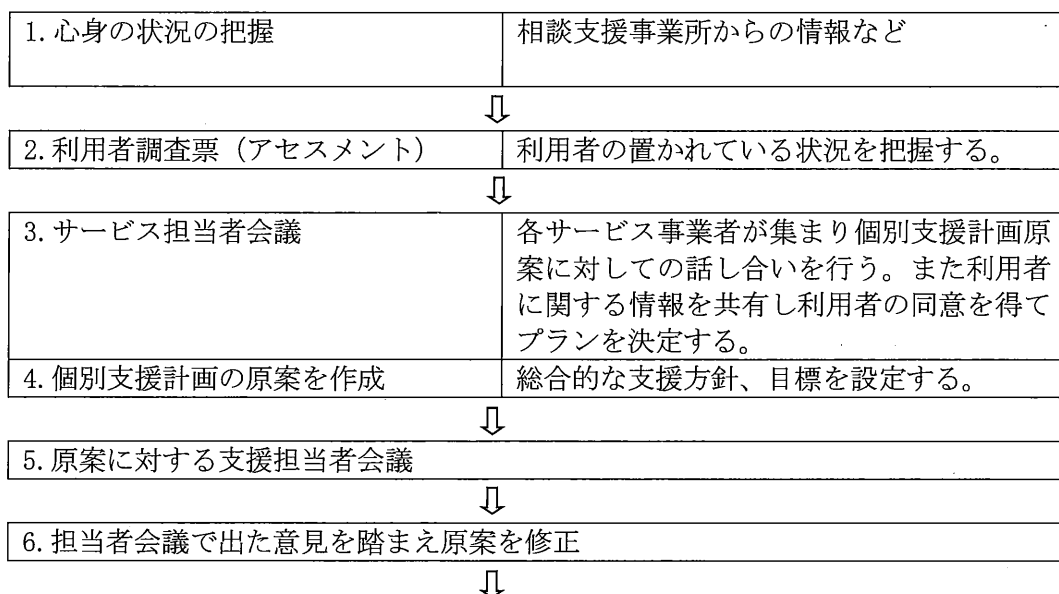
利用者の安全・安心を最優先事項とし、施設内の安全点検、迅速な救護体制、危険や事故に対する予測と予防を的確に行い、利用者並びに家族に信頼と安心を与えられる支援体制を継続する。

- ・日々の安全点検 ・家庭との連携 ・利用者の健康管理
- ・救護体制の確認 ・防災訓練の充実（近隣4施設合同防災訓練1回実施）
- ・業務用車両及び送迎車の安全運行
- ・嘱託医との連携強化

(2) 利用者支援・・・質の高い持続可能なサービスの提供

- ① 生活介護事業では、個別の課題への支援、創作活動の充実を図り、利用者の希望や保護者の願いを取り入れながら一人ひとりに応じた支援に取り組む。
- ② 就労継続支援B型事業では、これまでの支援の積み重ねを継続して支援の充実を図る。施設外実習を希望する利用者には他機関と連携しながら進める。就労事業のパンとだんご販売を工夫して売上増を目指す。
- ③ 個別支援計画については、利用者一人ひとりの願いや希望（一部課題）にこたえるため、きめ細かなアセスメント・個別支援計画の作成、モニタリングを年2回実施し、職員で長期・短期目標の達成について評価を行う。個別支援計画は2月に年度末評価と次年度前期の目標設定、9月に前期の評価と後期の目標設定を職員で行う。

【個別支援計画の流れ】



7. 個別支援計画を利用者・保護者に説明し同意を得て交付する。



8. モニタリング

* 個別支援計画の見直しは少なくとも6か月に1回以上行う。

④ 職員の研修については内部研修（職員会議，ケース会議，個別支援作成会議など）と外部研修（オンライン研修，宮城県社会福祉協議会主催研修，宮城県知的障害者福祉協会主催研修等）を活用しながら充実を図る。

- (3) 生活の充実・・・働きがいのある職場づくりと生活の充実
生産活動の機会を提供するに当たり働きがいのある職場づくりと，生活の充実に向けた援助と内容の充実を図る。
- ・ 働きがいのある職場づくり（就労継続支援B型）
 - ・ 日中活動の充実（生活介護）
 - ・ 相談支援事業所と双方向の連携を図りながら，個別支援計画の達成に向けて協力して取り組む。

3 職員構成

○多機能型事業所（生活介護と就労継続支援B型）

施設長 1名 事務長 1名 事務員 2名 嘱託医 1名

サービス管理責任者 1名 目標工賃達成指導員 2名

生活支援員 9名 職業指導員 4名 看護師 1名

運転手兼職業指導員 2名 *兼務職員を含む

○共同生活援助（グループホーム 男女別2か所）

サービス管理責任者 1名 生活支援員 3名 世話人 7名

○計画相談支援事業所

相談支援専門員 1名

4 年間研修計画

(1) 内部研修・・・職員会議を活用

月	研修内容
4	障害者の特性と発達障害の特性について
5	個別支援計画の共通理解 利用者一人ひとりの特性に応じた支援
6	支援学校高等部・中学部生徒の実習（生活介護・B型）について
9	個別支援計画の評価について
2	個別支援計画の作成について

(2) 外部研修

①宮城県社会福祉施設職員研修（県社協主催）を活用

NO	研修名
1	社会福祉施設新任職員研修
2	相手目線で考えるコミュニケーション研修
3	アンガーマネジメント研修
4	障害者虐待防止研修
5	社会福祉施設保健担当職員研修
6	コミュニケーション技術・対人援助技術研修
7	社会福祉施設中堅・監督職員研修
8	職場のモチベーション研修
9	リスクマネジメント研修
10	クレーム対応研修

※研修会は新型コロナウイルス感染症防止のため中止になる場合があります。

②宮城県知的障害者福祉協会主催研修を活用

日中活動支援部会 生産活動・就労支援部会 スタッフ部会研修

③新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン研修を活用する。

(3) 宮城県サービス管理責任者研修 修了者一覧（5年ごとの更新）

後藤 聡 平成27年12月取得 令和4年 2月更新

鈴木 美樹 平成30年12月取得 令和元年12月更新

(4) 宮城県障害者相談支援従事者初任者研修 修了者（5年ごとの更新）

後藤 聡 令和元年11月取得

5 長期研修計画

研修名	研修内容	研修方法
新規採用者研修	①施設の運営の理解 ②障害者の特性 ③利用者への支援 ④保護者との連携 ⑤支援力の向上 ⑥業務を遂行する力	・職員会議を活用 ・県社協施設職員研修を活用 ・施設長の講話 ・松の実支援会議等を活用 ・施設長，課長，主任より日々の業務での助言
5年目研修	①施設の運営に関わる立場 ②障害者施設職員としての資質向上 ③組織貢献力の向上 ④セルフマネジメント力向上	・職員会議を活用 ・県社協施設職員研修を活用 ・理事長・施設長・事務長の講話 ・施設長，課長，主任より日々の業務での助言
10年目研修	①施設の運営の立場 ②障害者施設職員としての資質向上 ③チームマネジメント力向上 ④社会の変化・改革に対応する力	・職員会議を活用 ・県社協施設職員研修を活用 ・理事長・施設長・事務長の講話

6 活動体制

(1) 生活介護

1) 週予定

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	
9:00	朝の会						
9:15	体ほぐし タオル体 操	体ほぐし タオル体 操	体ほぐし タオル体 操	体ほぐし タオル体 操	体ほぐし タオル体 操	タオル作 業 環境整備	
9:45	タオル作 業	タオル作 業	タオル作 業	タオル作 業			
10:45	休憩						
11:00	創作活動	散歩, 手 芸, 作業 系など	創作活動	散歩, 手 芸, 作業 系など	施設内備 品の生産	散歩, 手 芸, 作業 系など	
11:25	片付け・昼食・歯磨き・昼休み						
13:00	散歩, 手 芸, パズ ル, 作業 等, タオ ル納品	音楽活動 タオル納 品	手芸, パ ズル, 作 業等, タ オル納品	年中行事 レクリエ ーション	手芸, パ ズル, 作 業等, タ オル納品	ティータ イム TV鑑賞 帰る準備 帰宅	
14:00	休憩						
14:10	音楽鑑賞	映像鑑賞	散歩	映像鑑賞	散歩		
14:50	片付け・掃除						
15:30	帰る準備・帰りの会・帰宅						
【活動内容】 タオル作業, 音楽活動, 散歩, 年中行事, 季節の創作活動, 音楽鑑賞, 映像鑑賞, 手芸, パズル, 貼り絵, 塗り絵, 読書, 書き写し等 (シール作業, 箱作業)							

- ①創作活動～毎月, 1回利用者全員で壁面を飾る作品に取り組む。また, 個別に一つ
の作品を完成させる。
- ②音楽活動～月替わりで季節に合った歌。一年を通して取り組む歌。合奏等。
- ③年中行事～季節や行事をテーマとしたクイズや読み聞かせ, レクリエーション等。
(年12回)
- ④レクリエーション～楽しみながら身体機能の維持に取り組む。
- ⑤施設内環境整備～周辺清掃, 洗濯等。
- ⑥施設内消耗品作り～ゴミ拾い時に使う袋, 施設内清掃用の雑巾。

(2) 就労継続支援B型

1) 週予定

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
9:00～	朝の会（作業説明等）					
9:10 ～10:30	作業	作業	作業	作業	作業	作業
10:30 ～10:45	ラジオ体操・休憩					休憩
10:45 ～11:55	作業	作業	作業	作業	作業	作業
12:00 ～13:00	昼食・休憩					
13:00 ～14:00	作業	作業	作業	作業	作業	ティータイム 掃除 帰りの会 帰宅
14:00 ～14:10	休憩					
14:10 ～15:00	作業	作業	作業	作業	作業	
15:00 ～15:30	掃除・帰りの会・帰宅					

*土曜日は9:30～14:00までの利用となり、午前は作業を行い、午後は塗り絵、パズル、トランプ、ゲーム、ティータイム（お茶会）などの活動になります。

2) 作業内容

	月 ～ 土		
作業 種 目	○委託清掃（施設清掃） ○卓上ゴミ袋入れ ○ハンガークリーニング ○箱折り（かまぼこ用とずんだ餅用）	○委託清掃（公園） ○栽培用糸巻き ○農産物下処理	○パン製造 ○紙袋のシール貼り ○パンフレット封入

3) 週予定 (販売, 配達, 清掃等)

	月	火	水	木	金
午前	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設清掃 ・町内パン販売 ・大郷方面販売 ・三本木配達 ・町内パン納品 	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設清掃 ・町内パン販売 ・パン配達 (町内・大郷町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設清掃 ・町内パン配達 ・三本木配達 ・町内パン納品 	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設清掃 ・町内パン販売 ・パン配達 (大和町) ・町内パン納品 	<ul style="list-style-type: none"> ・他施設清掃 ・町内パン販売 ・パン配達 ・三本木配達 ・町内パン納品
午後	<ul style="list-style-type: none"> ・公園清掃 (手樽) ・ハンガー搬出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンガー搬出 	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島台販売 ・公園清掃 (幡谷・大郷) ・ハンガー搬出 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園清掃 (幡谷・大郷) ・ハンガー搬出 	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿島台販売 ・公園清掃 (幡谷・大郷) ・ハンガー搬出

○今年度はパンとだんごの販売を工夫し, 売上増を目指す。

○新しいパン製品作りに取り組む

※上記以外に箱折りの製品搬出がある。

4) パン直売所 (松の実パン屋さん)

○毎週水曜日と金曜日に10時より開店しています。

○パン直売所では, 直売所限定商品の販売 (食パンなど) やだんご、小物等も販売しています。

(3) 短期入所（ショートステイ）

1) 運営の方針

利用者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の意志決定の支援に配慮するとともに利用者に対して、入浴、排せつ及び食事の支援等日常生活支援の提供利用者の立場に立った適切な短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2) 一日の流れ（水曜日の15:30から翌日の9:00まで）

15:30	17:00	18:00	19:00	21:00	6:30	7:30	8:30	9:00
お迎え (入所)	余暇 入浴	夕食	余暇	就床	起床 着替え	朝食 洗面	身支度	送迎開始 (退所)

3) 利用定員

事業所の利用定員は4人とする。

4) 利用日

水曜日15時30分～木曜日9時までとする。

5) サービスの提供内容

① 短期入所のサービス内容は、次のとおりとする。

ア 入浴の介助又は清拭

イ 排せつの介助

ウ 食事の介助

エ その他の必要な介助

オ 健康管理

カ 送迎サービス（利用者の居宅と事業所との間の送迎）

キ 相談及び助言

② 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

6) 支給決定を受けた障害者の保護者から受領する費用の額等

① 食事の提供に係わる費用（1食につき）

ア 朝食 370円

イ 昼食 600円

ウ 夕食 650円

② 光熱水費 1日につき 300円

③ 日用品は実費

(4) 生活支援方針

1) 日常生活支援

日常生活支援では、三者面談や日頃の生活の様子からアセスメントを行い利用者の障害や特性等を正しく理解した上で個別支援計画を作成する。

また、日常生活に必要な基本的習慣の確立を目的とし、自主性を養い毎日の積み重ねによって、良い習慣の形成や社会生活の態度、社会的適応性を育成し、地域生活への移行を念頭においた支援を行う。

日々利用者の情緒の安定を図りながら、一人ひとりに適切な支援を通して、個々の生活を充実したものとするため、研修等による職員の資質向上、総合的な支援のための会議の開催、また、他関係機関との協力関係の強化に努める。

2) 健康支援

月1回の体重・血圧測定、年2回の歯磨き指導、秋の健康診断並びに嘱託医による診察を通して利用者の疾病予防や健康の維持増進を図る。健康診断や歯磨き指導で精密検査や医師・歯科医師の受診が必要な利用者に対しては保護者へ連絡をするとともに、疾病改善のために可能な範囲で協力をし、より健康的な日常生活を送れるよう支援する。また、健康だより（松の実通信「プチ健康だより」）を月1回発行し、流行している病気、感染症に関する情報の提供とともに、利用者が自分の健康状態を自覚できるように支援をする。また、感染症予防のため、手洗い・うがい、マスク装着、換気の励行に努める。

健康診断・検診等	実施時期	備考
体重・血圧測定	毎月1回	嘱託看護師
歯磨き指導	年1回（2月）	歯科衛生士（9：30～）
健康診断	年1回（8月）	医師会
内科検診（嘱託医診察）	年1回（11月）	インフルエンザ予防接種

3) 給食支援

栄養士によるバランスのとれた給食を提供し、温かい物はあたたかいうちに、冷たい物はつめたいうちに食べられるように心掛け、刻み食やアレルギーなど個々に合わせた安心・安全な食事を提供する。また、高齢化対策として誤嚥防止に配慮して支援する。また、給食が作業の合間

の楽しみとなり、一日の活力となるよう、行事食などを提供する。そのため、月1回職員による給食会議（献立表の確認、給食のマナー、利用者の食事の様子等）を行い、反省や希望などを業者に伝えてよりよい給食を提供する。

4) 年間行事（予定）

4月	お花見	10月	ウオークラリー
7月	町内散策	1月	成人を祝う会&新年会

※毎月第4金曜日の午後は利用者誕生会を開催する。
※コロナ感染の状況により行事を中止又は変更する場合があります。

(5) 支援方針

1) 就労継続支援B型事業

- ①利用者個々の作業適性や能力を的確に見極め、本人や家族の希望を重視し個別支援計画を作成し、それらに基づいて就労継続支援及び作業支援を実施する。
- ②利用者が作業しやすい環境を整えることにより労働意欲を高め作業能力の向上に努める。
- ③企業や就労継続支援A型（雇成型）で職場実習を希望する利用者がいた場合は、希望する職場と保護者の協力を得ながら実施する。

2) 生活介護事業

- ①利用者個々の障害や実態を的確に把握し、本人や家族の希望を重視し個別支援計画を作成しそれに基づいて日中活動支援を実施する。
- ②日常生活上の支援、創作的活動の提供、身体機能又は生活能力向上のための援助を行います。

3) 事業内容 (就労継続支援 B 型)

- パン直売所
- パン製造・販売
パンの製造・販売
- 委託販売
だんご・つつみ揚げの販売
- 清掃業務
他施設の清掃 (公園清掃 3 か所)
- 受託加工
蒲鉾用化粧箱折り, ずんだ餅箱折り
箱折り・しおり折り
ハンガークリーニングとタオルたたみ
紙袋シール貼りと袋入れ
農産物下処理 (パプリカ・きぬさや等)
- トマト糸巻き (その他事業)
栽培用糸巻き
- 管理委託業務
町内施設 2 か所
- 印刷事業
名刺・はがき・封筒を印刷

7 家庭との連携

利用者への支援には、家族の方との情報交換が必要となってくるので、日頃から、利用者の健康状態や家庭での様子を電話や連絡帳をとおして情報を共有し、9月と3月に保護者と担当職員の面談日を設定して、利用者・家族・職員の信頼関係を構築する。

8 地域交流

松島町などで開かれる行事やイベントに積極的に参加し、地域の方々と関わることにより、交流を深める。また、利用者の音楽活動から地域で発表の場を設けていただき、交流がより深められる様に継続していく。そし

て、ボランティアの方々の方が施設に来ていただける機会（箱折り作業等）を多くつくり、外出の機会が少ない利用者との交流を積極的に行う。町内中学校・高等学校の福祉・職場体験の受け入れを積極的に行い、地域交流の啓蒙を図る。

9 防災訓練

訓練事項	実施時期	備考
防災訓練	6月・10月	6月：地震・火災 10月：4施設合同訓練

10 指定計画相談支援事業

計画相談支援の内容

	サービス内容	留意事項
サービス利用支援	<p>1 サービス等利用計画案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・福祉サービス等を提供するうえでの留意事項 ・モニタリング期間 <p>⇒作成後申請者に交付する。また、町民福祉課に写しを提出する。</p> <p>2 支給決定後に指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整</p> <p>3 サービス等利用計画の作成</p> <p>⇒作成後申請者に交付する。また、サービス提供事業者及び町民福祉課に写しを提出する。</p>	<p>障害者もしくは保護者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案する。</p> <p>*サービス担当者会議を開催し支援内容を調整する。</p>

<p>継続サービス利用支援</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 モニタリング期間ごとにサービス等利用計画が適切であるかどうか、サービスの利用状況を検証する。 2 検証結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案しサービス等利用計画の見直しを行う。 3 見直しの結果に基づき、いずれかの便宜の供与を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画を変更するとともに関係者との連絡調整等の便宜を供与。 ・新たな支給決定もしくは支給決定の変更の決定または地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等または地域相談支援給付決定障害者に対し当該申請の勸奨を行う。 <p>⇒作成後申請者に交付する。また、サービス提供事業者及び町民福祉課に写しを提出する。</p>	<p>*サービス担当者会議を開催し支援内容を調整する。</p>
-------------------	--	---------------------------------

*サービス等利用計画の更新とモニタリング一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
更新	12名		1名		1名	2名
モニタリング	1名	2名	4名	9名	1名	4名
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
更新	1名				1名	4名
モニタリング	12名	2名	5名	9名	1名	1名

1 1 共同生活援助事業

世話人・生活支援員が中心となり24時間支援を行い、利用者一人ひとりが地域において自立した生活が送れるよう生活支援を行う。虐待防止、権利擁護に努め利用者に寄り添った意志決定支援を行う。また、安全・安心な日常生活を送れるよう関係市町村や関係機関との連携を図り、より質の高いサービスが提供できるよう努める。

健康状態の配慮を必要とする利用者がいた場合、保護者、相談支援事業所、医療機関等との連携に努め、治療を促し、支援を行う。

利用者の金銭管理については自己決定を第一とし、人権に配慮した上で財産管理サポートセンター、まもりーぶ、成年後見人制度の利用を勧める。

以上をふまえて、可能な限り本人の意志を尊重した上で、日中活動を含む個別支援計画を立てる。

グループホームみのり（女性）支援計画

令和2年3月から住居が移転し、新しいグループホームでの生活となっている。生活環境の変化があり、利用者にとってまだ不慣れな部分があるが、安心安全な生活ができる環境を整え支援を行う。現在30代から70代まで幅広い世代の方が共に生活しているため、食事面等にも配慮し健康的な生活を送れるよう支援する。また、利用者の自己決定を尊重し、日常的な生活支援をおこない、自立した生活が送れるよう努める。

災害時に対する避難訓練を年2回6月と11月に行い、利用者・世話人・職員の役割を再確認し、合わせて防災への認識を高める機会とする。

令和2年3月より引っ越しをしたので地域の方々と共生できるように努める。

グループホームみのる（男性）支援計画

利用者一人ひとりの意思を尊重した上で、コミュニケーションを大切にし、利用者にとって安心した生活ができるよう支援する。

各利用者の意志や自己決定を尊重し、利用者自身が希望する生活が送れるように家事一般の支援・共同生活上の相談支援等を行い、安定した生活の場を提供できるよう支援に努める。また、災害時に対する避難訓練を年2回6月と11月に行い、利用者が安心・安全な生活を送れるようにする。

(1) グループホームの一日の流れ

平日（日中活動の事業所を利用の場合）

6：30～	起床、洗面、身だしなみ、清掃（廊下、トイレ）
-------	------------------------

7 : 3 0 ~	朝食, 身支度
8 : 3 0	日中活動の事業所等へ出発
1 5 : 4 0	日中活動の事業所等から帰宅 部屋掃除, 洗濯, 自由時間
1 8 : 0 0 ~	夕食, 食器洗い (世話人) 拭き (利用者), 入浴, 自由時間
2 1 : 0 0 ~	就寝

休日 (日中活動の事業所を利用しない場合)

6 : 3 0 ~	起床, 洗面, 身だしなみ
7 : 3 0 ~	朝食, 自由時間, 掃除等
1 2 : 0 0 ~	昼食, 自由時間, 掃除等
1 8 : 0 0 ~	夕食, 食器洗い (世話人) 拭き (利用者), 入浴, 自由時間
2 1 : 0 0 ~	就寝

(2) 年間行事 (予定)

年間の予定は下記のとおりです。その時の状況などによって予定が変更になることや中止になることもあります。(コロナの状況によって変更有)

4月	10月	レクリエーション
5月 帰省 (ゴールデンウィーク)	11月	避難訓練
6月 避難訓練	12月	クリスマス会・帰省 (年末年始)
7月	1月	新年会
8月 帰省 (お盆休み)	2月	
9月	3月	

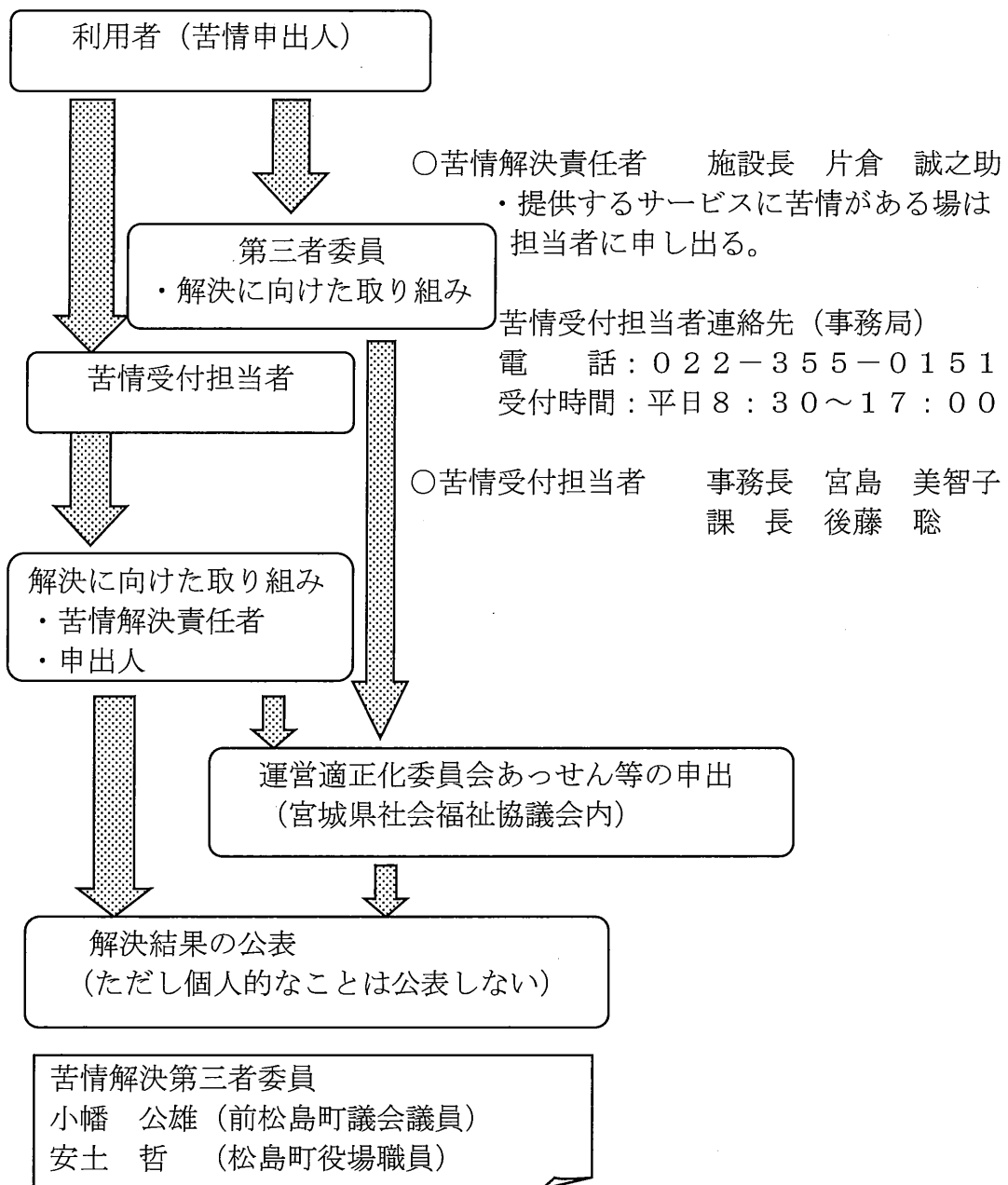
※行事の時期と時間は工夫しながら実施する。

1 2 苦情解決制度

利用者、家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の窓口を設置する。

苦情の申し出があった場合は速やかに事実関係を調査の上、その結果改善の必要性の有無その改善方法について申出者に報告を行う。

苦情受付については、備え付けてある苦情受付箱を利用するか、苦情受付担当者までお申し出ください。また、第三者委員に話すこともできます。その場合は事務局に連絡してください。



1 3 虐待防止委員会

平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行されました。この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等を考えて虐待の防止・早期発見・虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援・擁護者に対する支援等を行うことにより、障害者の権利利益の擁護を確立するために施行されました。松の実では、虐待防止委員会を設置して利用者の人権擁護に努めています。

この法律は、虐待を具体的に5つに分類しています。

① 身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待	障害者にわいせつな行為をする・させる・見させる等のこと。
③ 心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放棄・放任、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放棄・放任その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待	障害者の財産を不当に処分すること。その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

また、虐待者（虐待をする人）として、3つに分類され、①養護者（家族）②福祉施設従事者③使用者（就労先など）となっており、虐待が発見されたら早急に市町村に届け出ることが義務となりました。このように松の実では、虐待防止委員会と虐待防止第三者委員を設置して、虐待防止対応規程を周知徹底し、日常支援を見直し、専門的な知識や技術の研修を取り入れ職員員の資質と支援の質の向上を強化し、虐待のない健全な施設運営を行います。

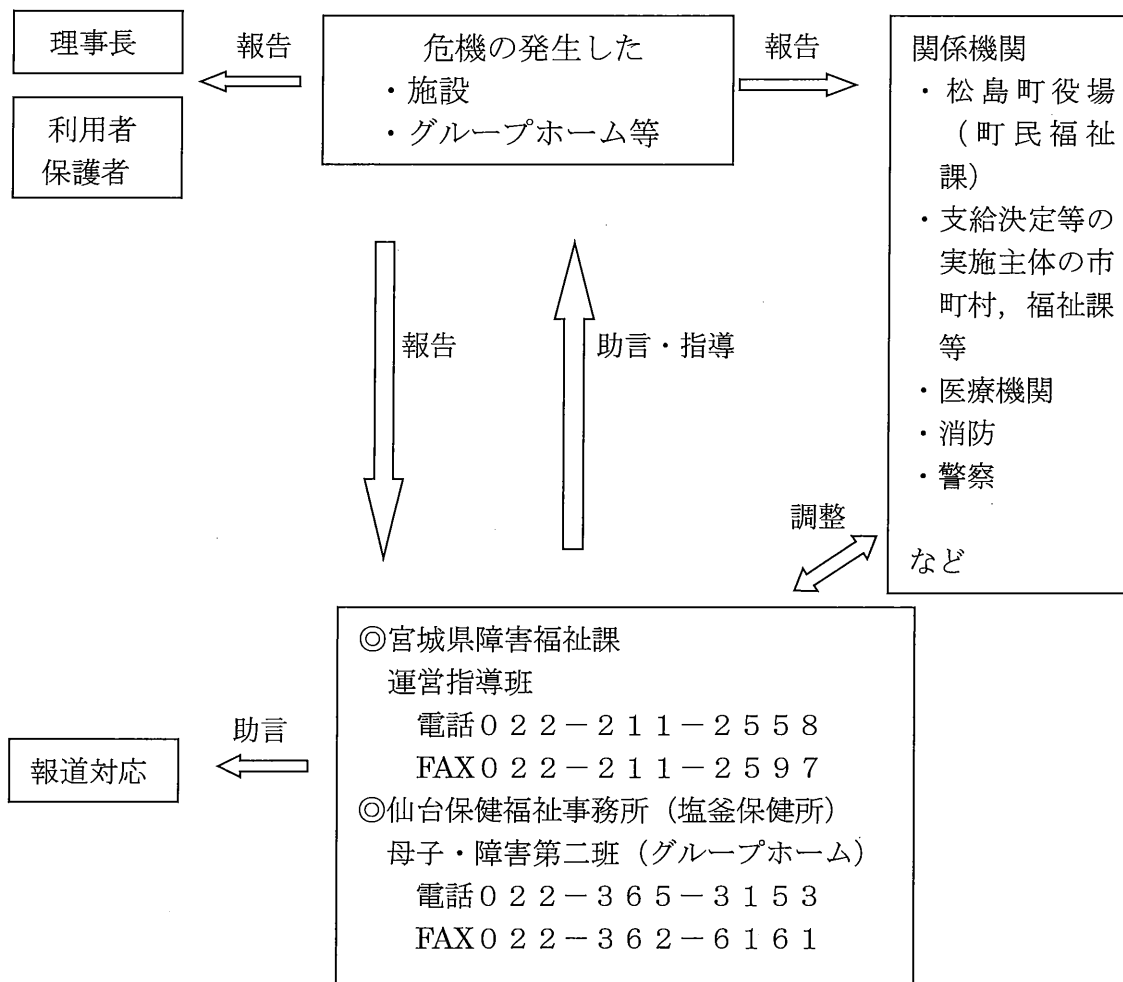
松の実虐待防止委員会

虐待防止委員長：施設長 片倉 誠之助
 虐待防止委員：事務長 宮島 美智子
 虐待防止委員：課長 後藤 聡
 電話：022-355-0151

虐待防止第三者委員

小幡 公雄（前松島町議会議員）
 電話：022-353-8977
 安土 哲（松島町役場職員）
 電話：022-354-5706

1 4 危機発生時の連絡体制



15 令和4年度就労支援事業収支予算

○収入の部

就労支援活動科目	令和4年度予算	前年度予算	比較増減
パ　　ン	9,600,000	10,000,000	△ 400,000
受 託 加 工	4,500,000	3,700,000	800,000
清　　掃	2,141,000	2,270,000	△ 129,000
管理委託業務	11,743,300	11,743,300	0
だ　ん　ご	5,550,000	5,750,000	△ 200,000
トマト糸巻き	292,000	292,000	0
印 刷 業 務	130,000	250,000	△ 120,000
合 計	33,956,300	34,005,300	△ 49,000

○支出の部

就労支援活動科目		令和4年度予算	前年度予算	比較増減
材 料 費	パ　　ン	4,512,000	4,700,000	△ 188,000
	受 託 加 工	1,048,500	1,060,000	△ 11,500
	清　　掃	0	0	0
	管理委託業務	0	0	0
	だ　ん　ご	2,730,000	2,860,000	△ 130,000
	トマト糸巻き	0	0	0
	印 刷 業 務	52,000	100,000	△ 48,000
	小 計	8,342,500	8,720,000	△ 377,500
労務費・ 経費・ 販管費	利用者工賃	7,916,000	8,724,900	△ 808,900
	指導員給与	11,631,300	10,901,300	730,000
	福利厚生費	168,000	163,000	5,000
	旅費交通費	32,000	0	32,000
	器具備品費	100,000	116,000	△ 16,000
	消耗品費	665,000	557,000	108,000
	修繕費	370,000	330,000	40,000
	燃料費	807,000	770,000	37,000
	印刷製本費	0	0	0
	通信運搬費	61,500	57,000	4,500
	賃借料	50,000	4,000	46,000
	租税公課	1,132,100	1,124,100	8,000
	図書・教育費	0	0	0
	水道光熱費	648,000	609,000	39,000
	受注活動費	1,425,000	1,375,000	50,000
	損害保険料	530,000	485,000	45,000
雑 費	77,900	69,000	8,900	
小 計	25,613,800	25,285,300	328,500	
合 計	33,956,300	34,005,300	△ 49,000	